

年末の 交通事故防止運動

令和7年12月1日 月 ~31日 水

運動の重点& スローガン



自転車・特定小型原動機付自転車の
交通ルール遵守の徹底及び
ヘルメット着用の推進

ヘルメット かぶるあなたは かっこいい



夕暮れ時及び夜間の 交通事故防止

見えないを 見えるに変える 反射材



飲酒運転の根絶

飲む前に 車じゃないよね？ 再確認



大阪府交通対策協議会
障がい者が安心して通行できる交通環境をみんなでつくりましょう。

STOP!
ながらスマホ

\携帯電話のご利用マナーにご協力お願いします。/
大阪府交通対策協議会 YouTube チャンネル▶
大阪 交通対策 チャンネル

検索



運動の重点



自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール遵守の徹底 及びヘルメット着用の推進

◆自転車に乗るときは

- 信号や一時停止を守り、運転中のスマートフォン等の使用は絶対にやめましょう。
- 万一の事故に備え、大人もこどももヘルメットを着用しましょう。

◆特定小型原動機付自転車に乗るときは

- 運転免許は不要ですが、運転できるのは16歳以上ですので注意しましょう。
- 車道の左側端に寄って通行し、右折時は必ず二段階右折をしましょう。
- 万一の事故に備え、ヘルメットを着用しましょう。

夕暮れ時及び夜間の交通事故防止

◆歩行者は

- 夕暮れ時や夜間に外出する際は、明るい目立つ色の服装に心がけ、反射材用品を活用しましょう。
- 斜め横断は危険です。道路を渡るときは横断歩道を利用しましょう。

◆運転者は

- 夕暮れ時は早めにライトを点灯し、夜間は適切にハイビームを活用しましょう。
- 横断歩道では、歩行者に目と手で合図（ハンドサイン）をし、歩行者優先を徹底しましょう。

飲酒運転の根絶

- 自転車や特定小型原動機付自転車も含め、車両の飲酒運転は犯罪です。
絶対にやめましょう。
- 車両を運転する可能性のある人に、お酒を提供してはいけません。
- お酒を飲んだ人に、車両を提供してはいけません。
- 飲酒運転の車両に、同乗してはいけません。

道路交通法改正～令和8年4月1日施行～

※自転車の交通違反に交通反則通告制度（いわゆる青切符）が適用されます。

★主な違反行為と反則金額

携帯電話使用等（保持） 12,000円

指定場所一時不停止等 5,000円

信号無視 6,000円

遮断踏切立入り 7,000円

軽車両乗車積載制限違反（二人乗り等） 3,000円

- ・対象は16歳以上
- ・対象となる違反行為は100種類以上
- ・反則金は、原付と同一



日本赤十字社

大阪府赤十字

12月は大阪府献血推進月間です！

あなたの献血が誰かの「ち」からに。

冬季の献血に積極的なご協力をお願いします。

大阪府赤十字血液センター
ホームページはコチラ！

